二　法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者			○		○			○
	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○					○
三　法第五条の四第一項の規定による技能検定	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○			○		○
	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○					○
四　法第七条の三第一項の規定による猟銃の所持の許可の更新	イ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。）			○		○	○	○	○
	ロ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第五号に該当する者			○			○	○	○
五　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新				○			○	○	○
六　法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○			○		○
	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○					○
七　法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○	○		○		○
	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○	○				○

備考

一　○印は、許可等を受けようとする者欄の区分ごとに、申請書に添える（講習修了証明書、合格証明書、教習修了証明書、技能講習修了証明書及び許可証については、提示する）書類を示すものとする。

二　講習修了証明書とは、法第五条の三第二項の講習修了証明書をいう。

三　合格証明書とは、法第五条の四第二項の合格証明書をいい、教習修了証明書とは、法第九条の五第五項の教習修了証明書をいう。

四　技能講習修了証明書とは、法第五条の五第二項の技能講習修了証明書をいう。

五　許可証とは、許可を受けようとする者が現に交付を受けている法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証をいう。

六　やむを得ない事情を明らかにした書類とは、令第十四条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。

七　使用実績報告書は、別記様式第七十七号のとおりとする。

八　経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。

九　射撃競技参加選手等とは、当該種類の猟銃に係る令第十三条第一項に規定する射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして同条第二項に規定する者から推薦された者をいう。

十　法第九条の三第一項の射撃指導員にあつては、講習修了証明書に代えて、第四十五条の射撃指導員指定書を提示するものとする。

十一　第十一条第一項第七号又は第八号に規定する者にあつては、技能講習修了証明書を提示することを要しない。

十二　外国人にあつては、戸籍抄本及び住民票の写しに代えて、国籍等の記載のある住民票の写しを提出するものとする。

十三　戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書（以下「戸籍抄本等」という。）については、合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合であつて、既に提出した戸籍抄本等の内容に変更のないときは、当該申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

附　則

この府令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十四年九月二十八日）から施行する。

○内閣府令第五十九号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第五項の規定に基づき、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十三年総理府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一の注13中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

附　則

この府令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣臨時代理
国務大臣　川端　達夫
外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修